

令和4年4月より契約時の課税事業者届出書の
提出が不要になります。

令和4年3月
八幡浜市総務企画部財政課

八幡浜市発注の工事及び業務委託の契約締結時に、落札者より「課税事業者届出書」または「免税事業者届出書」を提出いただいておりますが、落札者の事務軽減のため、令和4年4月1日以降に契約する工事及び業務委託について、免税事業者からのみ「免税事業者届出書」の提出を求め、課税事業者からの「課税事業者届出書」の提出は不要とします。

※「免税事業者届出書の提出がない場合、課税事業者として契約手続きを行いますので、免税事業者においては契約締結時に届出書の提出漏れが無いようご注意ください。

	令和4年3月までに契約	令和4年4月以降に契約
課税事業者	課税事業者届出書 必要	課税事業者届出書 不要
免税事業者	免税事業者届出書 必要	免税事業者届出書 必要